

## 食肉の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 後	現 行
<p>(規約の適用範囲)</p> <p>第1条 調味料、香辛料等で味付けした食肉は、加熱加工をしていないものであっても、食肉の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第1項の「生肉」に含まれない。</p> <p>(表示カード)</p> <p>第2条 規約第3条第1項の表示カードについては、次による。</p> <p>(1) 縦55ミリメートル、横90ミリメートル以上の大きさで、衛生上無害の材質のものとする。</p> <p>(2) 表示カードに記載する文字は、42ポイント以上の大きさの肉太の文字とする。</p> <p>(小売販売業者における食肉の種類を表示)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第1号（同条第2項第1号により表示する場合を含む。）の「食肉の種類」は、次の各号に掲げる区分及び名称によって表示する。牛、豚、鶏については、それぞれ「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」と表示してもよい。</p> <p>(1) 牛・・・「牛」又は「牛肉」</p> <p>(2) 豚・・・「豚」又は「豚肉」</p> <p>(3) 鶏・・・「鶏」又は「鶏肉」（ただし、生後3か月齢未満の鶏は「若どり」とする。）</p> <p>(4) 羊・・・「めん羊」、「羊」、「羊肉」、「ラム」（生後1年未満のもの）又は「マトン」（生後1年以上のもの）</p> <p>(5) 馬・・・「馬」又は「馬肉」。ただ</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>

し、漢字に限る。

(6) 兎、猪、あひる、うずら、その他の食肉については、全国食肉公正取引協議会（以下「全国公正取引協議会」という。）が事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届けて定める区分及び名称による。

（小売販売業者における品名の表示）

第4条 規約第3条第1項第1号（同条第2項第1号により表示する場合を含む。）による表示は、次に定める品名の表示として行う。

(1) 原則として前条の食肉の種類の名義と部位を組み合わせて品名とする（これを例示すると、別表1のとおりであるが、地域的特性がある場合には、その品名を別表1に加えることができる。）。

(2) 食肉の性質上部位の表示が困難な場合は、食肉の種類の名義と形態を組み合わせて品名とする。

（小売販売業者における原産地の表示）

第5条 規約第3条第1項第2号（同条第2項第1号により表示する場合を含む。）の原産地の表示に当たっては、品名の表示と同一の視野に入る場所に、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示するものとする。

2 国産品にあつては主な飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

3 国産地に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

（小売販売業者における原産地の表示）

第5条 （略）

2・3 （略）

4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正式名称又は一般消費者に知られている略称を使用し、表示するものとする。

5 国内における飼養期間が外国（2か国以上の外国において飼養された場合は、それぞれの国）における飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産した食肉を国産品とする。

（単位価格表示の例外）

第6条 規約第3条第1項第3号の「100グラム当たりの販売価格を表示することだけでは適当でない場合」とは、例えば、ステーキ用に成型した切り身肉、丸焼用の若どりなどを販売する場合をいい、次のように表示する。

(1) 1切、1枚、1個、1羽、1本等の単位による。

(2) 「1切〇〇円位」等と表示し、100グラム当たりの価格を併記する。又は「1切〇〇円」等と表示し、「100グラム当たり〇〇円位」と併記する。

（小売販売業者における冷凍の表示）

第7条 冷凍した状態で仕入れた食肉又は小売販売業者が冷凍した食肉にあつては、「冷凍」若しくは「フローズン」又は「解凍品」その他解凍した旨等を表示しなければならない。ただし、凍結品の鶏にあつては「凍結品」、解凍品の鶏にあつては「解凍品」と表示しなければならない。

（単位価格表示の補完表示方法）

第8条 規約第3条第2項第2号の表示カードについては、次による。

(1) 下札については縦128ミリメートル、横182ミリメートル以上の大きさ、置札については縦55ミリメートル、横90ミリメートル以上の大きさとする。

(2) 表示カードに記載する文字は、42ポイン

4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正式名称又は消費者に一般に知られている略称を使用し、表示するものとする。

5 （略）

ト以上の大きさの肉太の文字とする。

(小売販売業者における期限表示及び保存方法の表示)

第9条 消費期限又は賞味期限及び保存方法は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従い、適切に表示する。

(小売販売業者における不当表示の禁止)

第10条 食肉ではない旨を容易に認識できるように表示することなく、植物由来の原材料等を使用した食品に「〇〇肉」、「〇〇ミート」等と表示することは、規約第4条第1号の不当表示に該当する。

2 規約第4条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の6種に限るものとする。

- (1) 黒毛和種
- (2) 褐毛和種
- (3) 日本短角種
- (4) 無角和種
- (5) (1)～(4)の品種間の交配による交雑種
- (6) (5)と(1)～(5)の交配による交雑種

3 前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛肉を「和牛」の肉と表示する場合にあっては、「和牛間交雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合にあっては、黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を「短」、無角和種を「無」、前項第1号から第4号の品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和牛間交雑×黒」のように表示することができる。

4 規約第4条第5号の「施行規則で定める品種」とは、食肉小売品質基準（昭和52年1月26日52畜A第98号農林水産省畜産局長通達）に定めるパークシャー純粋種に限るものとする。

(小売販売業者における不当表示の禁止)

第10条 植物性タンパク食品を「人造肉」、「人工肉」等と表示することは、規約第4条第1号の不当表示に該当する。

2～6 (略)

5 陳列されている食肉について、内部にある食肉が、外部から見えるところにある食肉よりも脂身が多いもの又は切身の形が小さいものであったとしても、そのことが、その食肉の種類、部位等の性質上当然に起こり得ることである場合は、そのような陳列は、規約第4条第6号の不当表示に当たらない。

6 「松阪牛（肉）」、「神戸牛（肉）」、「近江牛（肉）」等食肉の産地又は銘柄について虚偽の表示をした場合には、規約第4条第7号の不当表示に該当する。

（値引販売の表示）

第11条 規約第5条第3項の「施行規則で定める基準」は、次のとおりとする。

(1) ア 自店通常価格を比較対照価格として二重価格表示を行う場合は、値引販売をしようとする食肉と客観的にみて同一であると認められる食肉について、値引販売の表示をしようとする時点から遡る8週間（当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には当該期間）において、過半を占める期間に販売されていた価格以外の価格を自店通常価格として用いてはならない。ただし、前記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合は、当該価格は自店通常価格とは認められない。

イ 「自店通常価格100グラム〇〇円の品、本日〇〇円」、「当店通常価格の〇〇割引」等と価格を比較して表示することは差し支えないが、この「当店通常価格」はアで説明されている自店通常価格でなければならない。その場合、比較して値引販売をしようとする

（値引販売の表示）

第11条規約第5条第3項の「施行規則で定める基準」は、次のとおりとする。

(1) ア （略）

イ 「自店通常価格100グラム〇〇円の品、本日〇〇円」、「当店通常価格の〇〇割引」等と価格を比較して表示することは差し支えないが、この「当店通常価格」はアで説明されている自店通常価格でなければならない。その場合、比較して値引販売をしようとする

食肉と比較対照する食肉の種類、部位、形態、品質、銘柄等における当該食肉の同一性を一般消費者が判断することが可能な場合に限るものとする。また、当該販売店は、一般消費者が当該食肉の同一性を判断することを可能とする資料をそろえ、保管しなければならない。当該販売店は、一般消費者が当該食肉の同一性を判断することを可能とするように、品質及び銘柄を店頭に表示することに努めなければならないものとする。この場合において、品質は客観性を有するものでなければならない。

- (2) 一定の営業時間に限り価格の引下げを行ったり、売れ残りを回避するために一定の営業時間経過後に価格の引下げを行って、当初の表示価格を比較対照価格とする二重価格表示を行うことは差し支えないが、その場合の当初の表示価格は、実際に販売されていた価格でなければならないが、かつ、その価格は値引きであると誤認させるために計画的に付していたような価格であってはならない。
- (3) 特定の商品群を対象として「全品表示価格から○割引」等一括して割引する旨のセールをすることは差し支えないが、適用対象となる商品が一部のものに限定されているにもかかわらずその旨を明示しない行為、表示価格をいったん引き上げた上で割引する行為、又はセール実施の決定後に販売が開始された商品を対象として割引する行為をしてはならない。
- (4) 同じ部分肉から作られた内容重量のみが異なる商品の間で、大幅増量した商品について、内容重量の少ないものとの間で100グラム当たりの価格を比較して値引販売の表示をする場合は、両者を近接して配置

食肉と比較対照する食肉の種類、部位、形態、品質、銘柄等における当該食肉の同一性を一般消費者が判断することが可能な場合に限るものとする。また、当該販売店は、消費者が当該食肉の同一性を判断することを可能とする資料をそろえ、保管しなければならない。当該販売店は、消費者が当該食肉の同一性を判断することを可能とするように、品質及び銘柄を店頭に表示することに努めなければならないものとする。この場合において、品質は客観性を有するものでなければならない。

- (2)～(4) (略)

し、増量値引きである旨を明示して販売しなければならない。また、少ない重量のものを、多い重量のもの価格を安く見せ掛ける意図で販売するものであってはならない。

(食肉の混交の防止)

第12条 規約第6条の「施行規則で定める必要な措置」は、次のような措置とする。

- (1) 牛肉及び豚肉以外の食肉をひく場合には、それぞれ専用の肉挽機を用いなければならない。ただし、牛肉及び豚肉以外の食肉をひくことの少ない販売店については、この限りではない。
- (2) 前号ただし書の販売店は、牛肉及び豚肉と他の食肉との混交が生じないように、肉挽機の取扱いに十分注意を払わなければならない。

(小売販売業者における帳票類の保管期間)

第13条 規約第8条の「一定期間」は、2年以上とする。

(小売販売業者以外の販売業者における表示の方法)

第14条 規約第9条の小売販売業者以外の販売業者が行う表示は、全国公正取引協議会が事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出て定める方法による。

(小売販売業者以外の販売業者における食肉の種類を表示)

第15条 規約第9条の「食肉の種類」は、次の各号に掲げる区分及び名称によって表示する。牛、豚、鶏については、それぞれ「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」と表示してもよい。

- (1) 牛・・・「牛」又は「牛肉」

第12条～第16条 (略)

<p>(2) 豚・・・・・・・・「豚」又は「豚肉」</p> <p>(3) 鶏・・・・・・・・「鶏」又は「鶏肉」（ただし、生後3か月齢未満の鶏は「若どり」とする。）</p> <p>(4) 羊・・・・・・・・「めん羊」、「羊」、「羊肉」、「ラム」（生後1年未満のもの）又は「マトン」（生後1年以上のもの）</p> <p>(5) 馬・・・・・・・・「馬」又は「馬肉」。ただし、漢字に限る。</p> <p>(6) 兎、猪、あひる、うずら、その他の食肉については、全国公正取引協議会が事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出て定める区分及び名称による。</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における品名の表示）</p> <p>第16条 規約第9条による表示は、前条の食肉の種類と部位を組み合わせる品名とする。</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示）</p> <p>第17条 規約第9条の原産地の表示に当たっては、品名の表示と同一の視野に入る場所に、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示するものとする。</p> <p>2 国産品にあつては主な飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。</p> <p>3 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければなら</p>	<p>（小売販売業者以外の販売業者における原産地の表示）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
---	---

<p>ない。</p> <p>4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正式名称又は<u>一般</u>消費者に知られている略称を使用し、表示するものとする。</p> <p>5 国内における飼養期間が外国（2か国以上の外国において飼養された場合は、それぞれの国）における飼養期間よりも長い家畜を国内でと畜して生産した食肉を国産品とする。</p> <p>（内容量の表示）</p> <p>第18条 内容量の表示に当たっては、計量法の規定に準じて適切に表示する。</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における冷凍の表示）</p> <p>第19条 冷凍した状態で仕入れた食肉又は小売販売業者以外の販売業者が自ら冷凍した食肉にあつては、「冷凍」若しくは「フローズン」又は「解凍品」その他解凍した旨等を表示しなければならない。ただし、凍結品の鶏にあつては「凍結品」、解凍品の鶏にあつては「解凍品」と表示しなければならない。</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における期限表示及び保存方法の表示）</p> <p>第20条 賞味期限又は消費期限及び保存方法は、食品表示基準の規定に従い、適切に表示する。</p> <p>（加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称）</p> <p>第21条 加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称は、食品表示基準の規定に従い、適切に表示する。</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止）</p> <p>第22条 <u>食肉</u>ではない旨を容易に認識できるよ</p>	<p>4 輸入品における原産国名の表示に当たっては、正式名称又は消費者に<u>一般</u>に知られている略称を使用し、表示するものとする。</p> <p>5 （略）</p> <p>第18条～第21条 （略）</p> <p>（小売販売業者以外の販売業者における不当表示の禁止）</p> <p>第22条 <u>植物性タンパク食品</u>を「人造肉」、</p>
---	---

<p>うに表示することなく、植物由来の原材料等を使用した食品に「〇〇肉」、「〇〇ミート」等と表示することは、規約第10条第1号の不当表示に該当する。</p> <p>2 規約第10条第4号の「施行規則で定める品種」とは、次の6種に限るものとする。</p> <p>(1) 黒毛和種  (2) 褐毛和種  (3) 日本短角種  (4) 無角和種  (5) (1)～(4)の品種間の交配による交雑種  (6) (5)と(1)～(4)の交配による交雑種</p> <p>3 前項第5号又は第6号に掲げる品種の牛肉を「和牛」の肉と表示する場合にあっては、「和牛間交雑種」と併記し、又は品種の組合せを併記するものとする。品種の組合せを併記する場合にあっては、黒毛和種を「黒」、褐毛和種を「褐」、日本短角種を「短」、無角和種を「無」、前項第1号から第4号までの品種間の交配による交雑種を「和牛間交雑」と記号化し、これらの組合せを「褐×黒」、「褐黒」又は「和牛間交雑×黒」のように表示することができる。</p> <p>4 規約第10条第5号の「施行規則で定める品種」とは、食肉小売品質基準に定めるパークシャー純粋種に限るものとする。</p> <p>5 「松阪牛（肉）」、「神戸牛（肉）」、「近江牛（肉）」等食肉の産地又は銘柄について虚偽の表示をした場合には、規約第10条第6号の不当表示に該当する。</p> <p>(小売販売業者以外の販売業者における帳票類の保管期間)</p> <p>第23条 規約第11条の「一定期間」とは、2年以上とする。</p> <p>(ステッカーの交付)</p> <p>第24条 規約第13条の適正表示ステッカーは、</p>	<p>「人工肉」等と表示することは、規約第10条第1号の不当表示に該当する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第23条～第25条 (略)</p>
--	--

公正取引協議会が、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出て別に定める「食肉適正表示調査規程」に基づき、公正取引協議会の任命する適正表示指導員が当該販売店に出向いて所要の調査をし、適正な表示をしていると認定した店舗について交付するものとする。この認定に当たっては、規約で直接的に義務付けられている事項のほか、食肉の種類、部位、用途等の説明等に関し、その地域の一般消費者に対して親切な表示をしているかいないかについても考慮するものとする。

2 ステッカーの交付を受けた小売販売業者は、その販売店で販売する食肉の包装紙にステッカーと同じデザインを印刷してもよい。ただし、このデザインを利用して不当に顧客を誘引するような文字、図案等の表示をしてはならない。

(ステッカーの型式)

第25条 ステッカーは別表2に定める型式のものに次の事項を記載するものとする。

- (1) 各都道府県食肉公正取引協議会（又は全国食肉公正取引協議会）
- (2) 適正表示店
- (3) 有効年

別表1

牛（農林水産省牛肉小売品質基準に準拠する。）	豚（農林水産省豚肉小売品質基準に準拠する。）
牛 ネット	豚 ネット
牛 か た	豚 か た
牛かたロース	豚かたロース
牛リブロース	豚 ロ ー ス
牛サーロイン	豚 ば ら
牛 ば ら	豚 も も
牛 も も	豚そともも
牛そともも	豚 ヒ レ

別表1・別表2 (略)

牛らんぶ	豚カシラニク
牛ヒレ	豚タン
牛スネ	豚ハツ
牛ホホニク(ツラミ)	豚レバー
牛タン	豚ガツ
牛ハツ	豚ショウチョウ
牛レバー	豚ダイチョウ
牛ハラミ	豚コブクロ
牛サガリ(ハラミ)	豚トンソク
牛ミノ	
牛センマイ	
牛ギアラ(アカセンマイ)	
牛ショウチョウ	
牛シマチョウ	
牛テール	

等とする。

なお、

- ① 2種類以上の部位を混合するときは、混合比率の多い順に部位を表示するものとする。
- ② 牛のミノ、センマイ、ギアラ(アカセンマイ)、ショウチョウ、シマチョウ及び豚のガツ、ショウチョウ、ダイチョウ、コブクロを総称して「シロモツ」と表示できる。
- ③ 副生物でこれら以外の部位を表示する場合は卸売段階における部位名を使用すること。

鶏(農林水産省食鶏小売規格に準拠する。)

丸どり	正肉
手羽もと	特製正肉
手羽さき	ささみ
手羽なか	ささみ(すじなし)
手羽はし	こにく
骨つきむね	かわ
手羽もとつきむね肉	あぶら
骨つきもも	もつ

骨つきうわもも	き	も
骨つきしたもも	きも	(血ぬき)
むね肉	すな	ぎも
特製むね肉	すな	ぎも(すじなし)
もも肉	が	ら
特製もも肉	なん	こつ

別表2 適正表示ステッカー



附 則

この施行規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。